

土浦市公告第151号

一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年4月15日

土浦市長 安藤 真理子

1 入札対象工事	
工事番号	国補都整管工第1号
工事件名	荒川沖駅東口公衆トイレ等解体工事
工事場所	土浦市荒川沖東二丁目地内
工事概要	解体工事 一式 公衆トイレ 平屋建て 15.63㎡ 壁式コンクリート造 橋架下店舗A棟 平屋建て 32.4㎡ 軽量鉄骨造 橋架下店舗B棟 2階建て 32.4㎡ 軽量鉄骨造
工期	令和3年7月15日まで
予定価格	7,740,000円（消費税及び地方消費税を含まない）
最低制限価格	ア 「くじ」により開札時に決定 イ 本工事の最低制限基本価格は「(2) 建築工事」として算出する。 (土浦市ホームページ内「最低制限価格算定方法の変更について」参照)

2 競争参加資格	
この工事の競争参加資格は、開札後に行う審査の時点において次の要件を全て備えている者とする。	
(1) 入札参加資格	ア 令和3・4年度の土浦市における解体工事に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。 イ 平成23年4月1日以降に完成・引渡しを行った工事のうち、国または地方公共団体等が発注した、同種工事の施工実績があること。ただし、元請としての施工に限る。（開札後、契約書及び完成図書の写しを提出）※同種の工事とは、延床面積が80㎡以上の建築物の解体工事を言う。
(2) 営業所の所在地	土浦市内に建設業法に規定する本社を有すること。法人以外の場合は代表者が土浦市に住民登録を有すること。
(3) 経営事項審査	建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査について、審査基準日が令和元年10月17日以降の最新の経営事項審査において解体工事について総合評定値を有すること。
(4) 同時落札制限	該当なし
(5) 技術者の配置	建設業法を遵守すること。
(6) 共通事項	入札公告共通編による。(1参照)

3 設計図書等の閲覧	
閲覧期間	公告日から令和3年4月22日（木）午後5時まで
閲覧方法	入札公告共通編による。(2(2)～(3)参照)

4 質疑及び回答	
(1) 質疑受付期間	公告日から令和3年4月22日（木）午後5時まで
(2) 回答方法	令和3年4月26日（月）に土浦市ホームページに掲載する。
(3) 共通事項	入札公告共通編による。(3参照)

5 入札方法等	
(1) 入札方法	電子入札システムによる入札
(2) 参加資格確認申請 受付期間	ア 受付開始 令和3年4月16日(金) 午前9時 イ 受付締切 令和3年4月26日(月) 午後5時 ※ 土日祝日を除く
(3) 入札書の受付期間	ア 受付開始 令和3年4月27日(火) 午前9時 イ 受付終了 令和3年5月10日(月) 午後5時 ※ 土日祝日を除く
(4) 入札時の添付書類	工事費内訳書
(5) 共通事項	入札公告共通編による。(5参照)

6 入札(開札)	
(1) 入札(開札)日時	令和3年5月12日(水) 9:50
(2) 入札(開札)場所	土浦市役所 農業委員会室

7 落札候補者の決定	
入札公告共通編による。(9参照)	

8 落札者の決定	
(1) 競争参加資格を証明する書類の提出	ア 提出書類 ①最新の総合評定通知書の写し ②該当する契約書の写し イ 提出方法等 入札公告共通編による。(10参照)
(2) 落札者の決定方法	入札公告共通編による。(11参照)

9 入札保証金及び契約保証金	
(1) 入札保証金	免除する。
(2) 契約保証金	要する。(契約金額の1/10以上の額とする。)ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

10 支払条件	
(1) 前金払	当該契約金額の40%以内。(請求にあたっては保証事業会社の保証を要する)
(2) 中間前金払	当該契約金額の20%以内。(請求にあたっては保証事業会社の保証を要する)
(3) 部分払	なし

11 その他	
(1) 入札に参加するために必要な資格等については、本入札公告に定めるもののほか、入札公告共通編によるものとする。入札公告共通編については、下記のアドレスに公告する。 URL <a href="http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page008517.html">http://www.city.tsuchiura.lg.jp/page/page008517.html</a>	
(2) 契約にあたっては、契約書の作成を要する。	
(3) この工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。	
(4) 契約締結後、コリンズの登録をすること。	
以上	